

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月25日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界株配当収益追求ファンド（価格変動抑制型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月15日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2026年5月16日から2026年11月17日まで^(注)

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2026年6月25日までとなります。繰上償還（信託終了）については（12）その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2026年5月16日から2026年6月25日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

（12）【その他】

<訂正前>

（略）

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1．繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2016年10月24日に設定し、日本を含む先進国の高配当利回り株式への投資に加え株価指数先物を利用して株式市場全体の価格変動による影響を極力排除し、配当金を中心に安定的な収益の獲得をめざし運用してまいりました。しかしながら、2026年1月末時点の受益権口数が約2.3億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、繰上償還（信託終了）の手続きを開始させていただくことといたしました。

2．繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	2026年5月19日
書面による議決権の行使期限	2026年6月15日まで
書面決議の日（繰上償還（信託終了）の可否が決定される日）	2026年6月16日
繰上償還（信託終了）予定日	2026年7月23日

3．書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、2026年5月19日現在の受益者の皆さまを対象としております。2026年5月20日以降に取得された受益権口数（2026年5月16日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2026年6月16日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<https://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

当ファンドにつきましては、2026年5月19日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2026年6月15日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2026年5月19日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2026年7月23日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2016年10月24日から原則として2027年8月16日までです。(注)

ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(注) 繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2026年7月23日までとなります。

< 訂正後 >

信託期間は、2016年10月24日から2026年7月23日までです。